

成蹊大学海外研修プログラムに関する取扱要領

制 定 2025年10月15日
大 学 運 営 会 議

（趣旨）

第1条 この要領は、外国の教育機関や各種団体等において、その自然、文化、社会、科学、言語等に関する知識を修得させ、併せて学生、地域住民等との交流を通して豊かな国際感覚を養わせることを目的として実施する成蹊大学海外研修プログラム（以下「プログラム」という。）に関し必要な事項を定める。

（出願手続）

第2条 プログラムを希望する学生は、所定の期日までに出願書類を成蹊大学国際教育センター（以下「センター」という。）に提出しなければならない。

（選考及び決定）

第3条 各学部教授会は、センターの選考に基づき参加者を決定する。

（費用の納入）

第4条 プログラムへの参加を許可された者は、所定の期日までに必要な費用を納入しなければならない。

（修得単位の認定）

第5条 各学部教授会は、学生がプログラムにより履修した授業科目のうち適当と認めたものについて、本学で修得すべき授業科目の単位として認定することができる。

（要領の改廃）

第6条 この要領の改廃は、大学運営会議の議を経て、学長が決定する。

附 則（略）